

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																				
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p> 第1 (略)</p> <p> 第2 工事費</p> <p> 1 適用</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p> 第1 (略)</p> <p> 第2 工事費</p> <p> 1 適用</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) ~ (7)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) 工事費の分割支払いの適用</td> <td> <p>ア 当社は、メニュー5に係る I P通信網契約者から請求があった場合は、<u>その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、<u>23回に分割した費用</u>（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>	(3) ~ (7)	(略)	(8) 工事費の分割支払いの適用	<p>ア 当社は、メニュー5に係る I P通信網契約者から請求があった場合は、<u>その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、<u>23回に分割した費用</u>（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、メニュー5、メニュー7-2及びメニュー7-4に係るI P通信網契約の申込者又はI P通信網契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u></p> <p>ウ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) ~ (7)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8) 工事費の分割支払いの適用</td> <td> <p>ア 当社は、メニュー5に係る I P通信網契約者から請求があった場合は、<u>次のいずれかに該当する場合の工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、メニュー5、メニュー7-2及びメニュー7-4に係るI P通信網契約の申込者又はI P通信網契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u></p> <p>ウ (略)</p>	(3) ~ (7)	(略)	(8) 工事費の分割支払いの適用	<p>ア 当社は、メニュー5に係る I P通信網契約者から請求があった場合は、<u>次のいずれかに該当する場合の工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p>
区 分	内 容																				
(1) 工事費の算定	(略)																				
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ (略)</p>																				
(3) ~ (7)	(略)																				
(8) 工事費の分割支払いの適用	<p>ア 当社は、メニュー5に係る I P通信網契約者から請求があった場合は、<u>その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、<u>23回に分割した費用</u>（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p>																				
区 分	内 容																				
(1) 工事費の算定	(略)																				
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、メニュー5、メニュー7-2及びメニュー7-4に係るI P通信網契約の申込者又はI P通信網契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u></p> <p>ウ (略)</p>																				
(3) ~ (7)	(略)																				
(8) 工事費の分割支払いの適用	<p>ア 当社は、メニュー5に係る I P通信網契約者から請求があった場合は、<u>次のいずれかに該当する場合の工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p>																				

新旧対照

旧		新																											
<p>ただし、その契約者回線の設置又は移転に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)である場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線設備多重装置の設置又は移転に係る機器工事費、配線経路構築工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）に限り（料金表第2表第2の1(6)ウに規定する加算額は除きます。）。</p>		<p>ただし、その契約者回線の設置又は移転に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)である場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線設備多重装置の設置又は移転に係る機器工事費、配線経路構築工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限り。）に限り（料金表第2表第2の1(6)ウに規定する加算額は除きます。）。</p> <p>(ア) 契約者回線の設置に係る工事に関する費用の場合 分割支払金は、次表に定める額を初回支払額とし、2回目以降は分割対象費用からその初回支払額を減じた費用を23回に分割した額を適用します。この場合において、IP通信網契約者がそのIP通信網契約の申込みを当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けたときの初回支払額は、次表に定める額から次表①の場合は1,000円(税込価格 1,100円)を、②の場合は1,300円(税込価格 1,430円)を、③の場合は1,600円(税込価格 1,760円)をそれぞれ減じて適用します。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① ②及び③以外 の場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>3,000円 (税込価格 3,300円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の工事がある場合</td> <td>6,000円 (税込価格 6,600円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 料金表第2表 第2の1(6)アに 規定する(ア)① 又は(イ)①に係 る割増工事費の 適用を受ける場 合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>3,900円 (税込価格 4,290円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の工事がある場合</td> <td>7,800円 (税込価格 8,580円)</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	支払額	① ②及び③以外 の場合	下記以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)	配線経路構築の工事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)	② 料金表第2表 第2の1(6)アに 規定する(ア)① 又は(イ)①に係 る割増工事費の 適用を受ける場 合	下記以外の場合	3,900円 (税込価格 4,290円)	配線経路構築の工事がある場合	7,800円 (税込価格 8,580円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① ②及び③以外 の場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>4,000円 (税込価格 4,400円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の工事がある場合</td> <td>7,000円 (税込価格 7,700円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 料金表第2表 第2の1(6)アに 規定する(ア)① 又は(イ)①に係 る割増工事費の 適用を受ける場 合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>5,200円 (税込価格 5,720円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の工事がある場合</td> <td>9,100円 (税込価格 10,010円)</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	支払額	① ②及び③以外 の場合	下記以外の場合	4,000円 (税込価格 4,400円)	配線経路構築の工事がある場合	7,000円 (税込価格 7,700円)	② 料金表第2表 第2の1(6)アに 規定する(ア)① 又は(イ)①に係 る割増工事費の 適用を受ける場 合	下記以外の場合	5,200円 (税込価格 5,720円)	配線経路構築の工事がある場合	9,100円 (税込価格 10,010円)
区	分	支払額																											
① ②及び③以外 の場合	下記以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)																											
	配線経路構築の工事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)																											
② 料金表第2表 第2の1(6)アに 規定する(ア)① 又は(イ)①に係 る割増工事費の 適用を受ける場 合	下記以外の場合	3,900円 (税込価格 4,290円)																											
	配線経路構築の工事がある場合	7,800円 (税込価格 8,580円)																											
区	分	支払額																											
① ②及び③以外 の場合	下記以外の場合	4,000円 (税込価格 4,400円)																											
	配線経路構築の工事がある場合	7,000円 (税込価格 7,700円)																											
② 料金表第2表 第2の1(6)アに 規定する(ア)① 又は(イ)①に係 る割増工事費の 適用を受ける場 合	下記以外の場合	5,200円 (税込価格 5,720円)																											
	配線経路構築の工事がある場合	9,100円 (税込価格 10,010円)																											

新旧対照

旧			新										
<p>③ 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)②又は(イ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合</p>	<p>下記以外の場合</p>	<p>4,800円 (税込価格 5,280円)</p>	<p>③ 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)②又は(イ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合</p>	<p>下記以外の場合</p>	<p>6,400円 (税込価格 7,040円)</p>								
	<p>配線経路構築の工事がある場合</p>	<p>9,600円 (税込価格 10,560円)</p>		<p>配線経路構築の工事がある場合</p>	<p>11,200円 (税込価格 12,320円)</p>								
<p>(ア) 分割支払いの期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日又はそのIP通信網サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から<u>22ヶ月後の料金月</u>までとします。</p>			<p>(イ) 契約者回線の移転に係る工事に関する費用の場合 分割支払金は、分割対象費用から次表に定める額をその分割対象費用から減じた費用を23回に分割し、初回支払額に次表に定める額を加算して適用します。 ただし、IP通信網契約者がその契約者回線の移転の請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けたときは、次表に定める額に代えて0円を適用します。</p>										
<p>(イ) 分割支払いの期間において、そのIP通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止しま</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ②及び③以外の場合</td> <td>1,000円 (税込価格 1,100円)</td> </tr> <tr> <td>② 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)①又は(イ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合</td> <td>1,300円 (税込価格 1,430円)</td> </tr> <tr> <td>③ 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)②又は(イ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合</td> <td>1,600円 (税込価格 1,760円)</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	支払額	① ②及び③以外の場合	1,000円 (税込価格 1,100円)	② 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)①又は(イ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合	1,300円 (税込価格 1,430円)	③ 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)②又は(イ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合	1,600円 (税込価格 1,760円)
区 分	支払額												
① ②及び③以外の場合	1,000円 (税込価格 1,100円)												
② 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)①又は(イ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合	1,300円 (税込価格 1,430円)												
③ 料金表第2表第2の1(6)アに規定する(ア)②又は(イ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合	1,600円 (税込価格 1,760円)												
<p>(ウ) 分割支払いの期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日又はそのIP通信網サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から<u>(ア)又は(イ)に定める支払回数</u>の最終支払回に係る料金月までとします。この場合、分割支払金は、料金月1月当たり1回の適用とします。</p>			<p>(工) 分割支払いの期間において、そのIP通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止しま</p>										

新旧対照

旧		新	
	<p>す。この場合において、IP通信網契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(注) アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。</p> <p>(注) 分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支払い方法については、料金表通則第6項及び第7項に準じて取り扱います。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がそのIP通信網契約者へ<u>23回目</u>に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。</p> <p>エ (略)</p>		<p>す。この場合において、IP通信網契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(注) アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。</p> <p>(注) 分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支払い方法については、料金表通則第6項及び第7項に準じて取り扱います。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がそのIP通信網契約者へ<u>最終支払回</u>に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。</p> <p>エ (略)</p>
(9) ～ (略) (11)	(略)	(9) ～ (略) (11)	(略)

新旧対照

旧	新
---	---

2 工事費の額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関するもの
- (1) (略)

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 7,500円 (税込価格 8,250円)
		加算額 3,500円 (税込価格 3,850円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)
イ ～ (略) キ	(略)	(略)
備考 (略)		

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)
	(イ) 交換機等工事費	(略)
イ 再利用の工事		(略)

(3) 契約の解除に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
イ (略)	(略)	(略)

2 工事費の額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関するもの
- (1) (略)

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額 8,500円 (税込価格 9,350円)
		加算額 3,500円 (税込価格 3,850円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごと に 3,000円 (税込価格 3,300円)
イ ～ (略) キ	(略)	(略)
備考 (略)		

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに 3,000円 (税込価格 3,300円)
	(イ) 交換機等工事費	(略)
イ 再利用の工事		(略)

(3) 契約の解除に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	8,500円 (税込価格 9,350円)
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
イ (略)	(略)	(略)

新旧対照

旧				新			
ウ (略)	(略)	(略)	(略)	ウ (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			
2-6 削除				2-6 削除			
2-7 メニュー7に関するもの				2-7 メニュー7に関するもの			
(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、同報通信機能の利用開始、契約者回線等番号受信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事				(1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、同報通信機能の利用開始、契約者回線等番号受信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事			
区 分		単 位	工事費の額	区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)	ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに 3,000円 (税込価格 3,300円)
	(イ) (略)		(略)		(イ) (略)		(略)
イ ~ (略) ウ	(略)		(略)	イ ~ (略) ウ	(略)		(略)
(2) 利用の一時中断に関する工事				(2) 利用の一時中断に関する工事			
区 分		単 位	工事費の額	区 分		単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費		1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)	ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費		1の工事ごと に 3,000円 (税込価格 3,300円)
	(イ) 交 換機等 工事費	(略)	(略)		(イ) 交 換機等 工事費	(略)	(略)
イ 再利用の工事			(略)	イ 再利用の工事			(略)
				<p style="text-align: center;">附 則 (令和8年6月26日企第155500000979号)</p> <p style="text-align: center;">(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年7月1日から実施します。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>			

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
料金表		料金表	
第2表 工事に関する費用		第2表 工事に関する費用	
第1 工事費		第1 工事費	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 工事費の算定	(略)	(1) 工事費の算定	(略)
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、機器工事、回線終端装置工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、機器工事、回線終端装置工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、第1種サービス及び第2種サービスに係る契約の申込者又は第1種契約者及び第2種契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合、第2種サービスのプラン2に係るものである場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u></p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。<u>この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</u></p>
(3) ~ (略)	(略)	(3) ~ (略)	(略)
(6)の3		(6)の3	
(7) 工事費の分割支払いの適用	<p>ア 当社は、第1種契約者から請求があった場合は、次の工事に関する費用（以下「分割対象費用」といいます。）について、<u>23回</u>に分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p>	(7) 工事費の分割支払いの適用	<p>ア 当社は、第1種契約者から請求があった場合は、次の<u>いずれかに該当する場合の工事に関する費用</u>（以下「分割対象費用」といいます。）について、分割した費用（以下「分割支払金」といいます。）を適用（以下「分割支払い」といいます。）します。</p>

新旧対照

旧		新																																					
<p>(ア) 契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額及び1,000円(税込価格 1,100円)を減じた費用</p>		<p>(ア) 契約者回線の設置に係る工事に関する費用の場合</p> <p>分割支払金は、次表に定める額を初回支払額とし、分割対象費用からその初回支払額を減じた費用を23回に分割した額を適用します。この場合において、第1種契約者がその第1種契約の申込みを当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けたときの初回支払額は、次表に定める額から次表①の場合は1,000円(税込価格 1,100円)を、②の場合は1,300円(税込価格 1,430円)を、③の場合は1,600円(税込価格 1,760円)をそれぞれ減じて適用します。</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① ②及び③以外の場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>3,000円 (税込価格 3,300円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>6,000円 (税込価格 6,600円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)①、(イ)①又は (ウ)①に係る割増工事 費の適用を受ける場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>3,900円 (税込価格 4,290円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>7,800円 (税込価格 8,580円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)②、(イ)②又は (ウ)②に係る割増工事 費の適用を受ける場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>4,800円 (税込価格 5,280円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>9,600円 (税込価格 10,560円)</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	支払額	① ②及び③以外の場合	下記以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)	配線経路構築の 工事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)	② 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)①、(イ)①又は (ウ)①に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	3,900円 (税込価格 4,290円)	配線経路構築の 工事がある場合	7,800円 (税込価格 8,580円)	③ 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)②、(イ)②又は (ウ)②に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	4,800円 (税込価格 5,280円)	配線経路構築の 工事がある場合	9,600円 (税込価格 10,560円)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① ②及び③以外の場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>5,000円 (税込価格 5,500円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>8,000円 (税込価格 8,800円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)①、(イ)①又は (ウ)①に係る割増工事 費の適用を受ける場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>6,500円 (税込価格 7,150円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>10,400円 (税込価格 11,440円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)②、(イ)②又は (ウ)②に係る割増工事 費の適用を受ける場合</td> <td>下記以外の場合</td> <td>8,000円 (税込価格 8,800円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路構築の 工事がある場合</td> <td>12,800円 (税込価格 14,080円)</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	支払額	① ②及び③以外の場合	下記以外の場合	5,000円 (税込価格 5,500円)	配線経路構築の 工事がある場合	8,000円 (税込価格 8,800円)	② 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)①、(イ)①又は (ウ)①に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	6,500円 (税込価格 7,150円)	配線経路構築の 工事がある場合	10,400円 (税込価格 11,440円)	③ 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)②、(イ)②又は (ウ)②に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	8,000円 (税込価格 8,800円)	配線経路構築の 工事がある場合	12,800円 (税込価格 14,080円)
区	分	支払額																																					
① ②及び③以外の場合	下記以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)																																					
	配線経路構築の 工事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)																																					
② 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)①、(イ)①又は (ウ)①に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	3,900円 (税込価格 4,290円)																																					
	配線経路構築の 工事がある場合	7,800円 (税込価格 8,580円)																																					
③ 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)②、(イ)②又は (ウ)②に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	4,800円 (税込価格 5,280円)																																					
	配線経路構築の 工事がある場合	9,600円 (税込価格 10,560円)																																					
区	分	支払額																																					
① ②及び③以外の場合	下記以外の場合	5,000円 (税込価格 5,500円)																																					
	配線経路構築の 工事がある場合	8,000円 (税込価格 8,800円)																																					
② 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)①、(イ)①又は (ウ)①に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	6,500円 (税込価格 7,150円)																																					
	配線経路構築の 工事がある場合	10,400円 (税込価格 11,440円)																																					
③ 料金表第2表第1の 1(6)アに規定する (ア)②、(イ)②又は (ウ)②に係る割増工事 費の適用を受ける場合	下記以外の場合	8,000円 (税込価格 8,800円)																																					
	配線経路構築の 工事がある場合	12,800円 (税込価格 14,080円)																																					

新旧対照

旧	新								
<p>(イ) 契約者回線の移転に係る工事に関する費用から1,000円(税込価格 1,100円)を減額した費用</p> <p>イ 分割支払いの期間は、その第1種サービスの提供を開始した日又はその第1種サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から22ヶ月後の料金月までとします。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がその第1種契約者へ23回目に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。</p> <p>カ (略)</p>	<p>(イ) 契約者回線の移転に係る工事に関する費用の場合</p> <p>分割支払金は、分割対象費用から次表に定める額をその分割対象費用から減じた費用を23回に分割し、初回支払額に次表に定める額を加算して適用します。</p> <p>この場合において、第1種契約者がその契約者回線の移転の請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けたときは、次表に定める額から次表①の場合は1,000円(税込価格 1,100円)を、②の場合は1,300円(税込価格 1,430円)を、③の場合は1,600円(税込価格 1,760円)をそれぞれ減じて適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1406 550 2002 940"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ②及び③以外の場合</td> <td>2,000円 (税込価格 2,200円)</td> </tr> <tr> <td>② 料金表第2表第1の1(6)アに規定する(ア)①、(イ)①又は(ウ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合</td> <td>2,600円 (税込価格 2,860円)</td> </tr> <tr> <td>③ 料金表第2表第1の1(6)アに規定する(ア)②、(イ)②又は(ウ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合</td> <td>3,200円 (税込価格 3,520円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 分割支払いの期間は、その第1種サービスの提供を開始した日又はその第1種サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月からアに定める支払回数最終支払回に係る料金月までとします。この場合、分割支払金は、料金月1月当たり1回の適用とします。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がその第1種契約者へ最終支払回に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。</p> <p>カ (略)</p>	区 分	支払額	① ②及び③以外の場合	2,000円 (税込価格 2,200円)	② 料金表第2表第1の1(6)アに規定する(ア)①、(イ)①又は(ウ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合	2,600円 (税込価格 2,860円)	③ 料金表第2表第1の1(6)アに規定する(ア)②、(イ)②又は(ウ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合	3,200円 (税込価格 3,520円)
区 分	支払額								
① ②及び③以外の場合	2,000円 (税込価格 2,200円)								
② 料金表第2表第1の1(6)アに規定する(ア)①、(イ)①又は(ウ)①に係る割増工事費の適用を受ける場合	2,600円 (税込価格 2,860円)								
③ 料金表第2表第1の1(6)アに規定する(ア)②、(イ)②又は(ウ)②に係る割増工事費の適用を受ける場合	3,200円 (税込価格 3,520円)								

新旧対照

旧	新
---	---

(8)	(略)	(略)
(9)	(略)	(略)

2 工事費の額

2-1 第1種サービス、第2種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本 工事費	ア イ以外の場合	1の工事ごとに 基本額 7,500円 (税込価格 8,250円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,850円)
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)
(2) ～ (略) (7)	(略)	(略)

(8)	(略)	(略)
(9)	(略)	(略)

2 工事費の額

2-1 第1種サービス、第2種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額	
(1) 基本 工事費	ア イ以外 の場合	(ア) (イ) 以外の場合	1の工事ごとに 基本額 8,500円 (税込価格 9,350円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,850円)
		(イ) 第4 種サービス の場合	1の工事ごとに 基本額 7,500円 (税込価格 8,250円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,850円)
	イ 交換機 等工事の みの場合	(ア) (イ) 以外の場合	1の工事ごと に 3,000円 (税込価格 3,300円)
		(イ) 第4 種サービ スの場合	1の工事ごと に 2,000円 (税込価格 2,200円)
(2) ～ (略) (7)	(略)	(略)	

新旧対照

旧	新
---	---

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費 1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
	イ (略) (略)	(略)
(2) 再利用の工事		(略)

2-3 契約の解除に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)
備考	(略)	

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費 (ア) (イ)以外 の場合	1の工事ごとに 3,000円 (税込価格 3,300円)
	(イ) 第4種サ ービスの場合	1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)
	イ (略)	(略)
(2) 再利用の工事		(略)

2-3 契約の解除に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	8,500円 (税込価格 9,350円)
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)
備考	(略)	

附 則 (令和8年6月26日企第15550000979号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和8年7月1日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧	新																				
<p>料金表 第1表 (略) 第2表 工事に関する費用 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) ~ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>	(3) ~ (略)	(略)	(6)		<p>料金表 第1表 (略) 第2表 工事に関する費用 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、第1種サービス及び第2種サービスに係る契約の申込者又は第1種契約者及び第2種契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u> ただし、適用(4)のアに規定する身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費が適用される場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。<u>この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(3) ~ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、第1種サービス及び第2種サービスに係る契約の申込者又は第1種契約者及び第2種契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u> ただし、適用(4)のアに規定する身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費が適用される場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。<u>この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</u></p>	(3) ~ (略)	(略)	(6)	
区 分	内 容																				
(1) 工事費の算定	(略)																				
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>																				
(3) ~ (略)	(略)																				
(6)																					
区 分	内 容																				
(1) 工事費の算定	(略)																				
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ <u>当社は、第1種サービス及び第2種サービスに係る契約の申込者又は第1種契約者及び第2種契約者が契約申込又は工事を要する請求を当社が指定するホームページから行い、その承諾を受けた場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合及び当社が別に定める場合の基本工事費については、1の工事ごとに1,000円(税込価格 1,100円)を減額して適用します。</u> ただし、適用(4)のアに規定する身体障害者等が利用する宅内機器に関する工事費が適用される場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。<u>この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</u></p>																				
(3) ~ (略)	(略)																				
(6)																					

新旧対照

旧	新
---	---

2 工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事費

区 分	単 位	工事費の額
基本工事費	1の工事ごとに 基本額 加算額	[2,000円(税込2,200円)] 7,500円(税込価格 8,250円) 3,500円(税込価格 3,850円)
機器工事費	(略)	(略)

2 工事費の額

端末設備の設置、移転又は設定変更に関する工事費

区 分	単 位	工事費の額
基本工事費	(1) (2)以外 の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額
	(2) 第4種 サービス の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額
機器工事費	(略)	(略)

附 則 (令和8年6月26日企管第15550000979号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和8年7月1日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。